

平成31年 4月26日 部長会議  
総務部 危機管理防災課  
保健福祉部 福祉政策課

1

# 信州被災者生活再建支援制度（仮称）による 被災者への支援について

総務部 危機管理防災課  
保健福祉部 福祉政策課

# 1 背景

平成26年の長野県神城断層地震において、白馬村と小谷村の被災住宅は被災者生活再建支援法による支援の対象となったが、長野市や大町市は、同じ災害による住宅の全壊・大規模半壊等の被害であっても一定数の件数がなかったため、国の制度の対象とならなかったという状況がある。（ただし、神城断層地震では、長野県知事特認により県が独自に臨時的な対応として、見舞金を支給した。）

同一災害による同一被害であっても、各市町村区域内の被災件数により、支援の対象とならない被災者が生ずることの課題解消が求められている。

# 2 検討経過

平成27年2月、長野県企画振興部長を座長とした、県・市長会・町村会・市町村担当者などによる「長野県版生活再建支援制度あり方検討会」が設置され、平成31年3月までに7回の検討等が行われた。

平成31年3月末に検討結果がまとめられ、国の被災者生活再建支援法の対象外の被災者を支援する、県独自の「信州被災者生活再建支援制度（仮称）」が本年度から実施予定となった。

### 3 「被災者生活再建支援法」と「信州被災者生活再建支援制度(仮称)」について 3

被害区分→	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	半壊
被災者生活再建支援法	○	○	○	○	×
信州被災者生活再建支援制度(仮称)	○	○	○	○	○

項目	被災者生活再建支援法		信州被災者生活再建支援制度(仮称)	
適用要件 (抜粋)	自然災害により、市内で10世帯以上の全壊被害が生じた場合 自然災害により、県内で100世帯以上の全壊被害が生じた場合		自然災害により、 <b>住家半壊1世帯以上</b> の被害が生じた場合 (市長と知事が協議のうえ、適用を判断)	
支援対象	自然災害により全壊、大規模半壊、解体、長期避難となった世帯のうち、被災者生活再建支援法が適用となった市町村の世帯		自然災害により全壊、大規模半壊、解体、長期避難となった世帯のうち、被災者生活再建支援法による支給対象外の世帯と <b>半壊の世帯</b>	
支援金額	基礎支援金	全壊、解体、長期避難 100万円 ※世帯人数が1人の場合、 3/4の金額	基礎支援金	全壊、解体、長期避難 100万円 ※世帯人数が1人の場合、 3/4の金額
	加算支援金	大規模半壊 50万円 建設・購入 200万円 ※世帯人数が1人の場合、 3/4の金額 補修 100万円 賃借(公営住宅除く) 50万円	加算支援金	大規模半壊、 <b>半壊</b> 50万円 建設・購入 200万円 ※世帯人数が1人の場合、 3/4の金額 補修 100万円 賃借(公営住宅除く) 50万円
財政負担	国1/2、都道府県拠出の基金1/2 被災者再建支援法人(財団法人都道府県会館)を通じて支給		○被災者生活再建支援法が適用となる災害で、同法による支給対象外の世帯への支給は、県2/3、 <b>市1/3</b> ただし、半壊世帯への支給は、県1/2、 <b>市1/2</b> ○被災者生活再建支援法が適用とならない災害の場合、県1/2、 <b>市1/2</b>	
制度形態				

# 4 市財政の負担試算（神城断層地震での試算）

被災者への支援金 37,125千円	-	県補助 21,853千円	=	市の財政負担 15,272千円
----------------------	---	-----------------	---	--------------------

【神城断層地震の状況】

(単位：世帯)

(単位：千円)

市町村	全壊	解体	大規模半壊	半壊	市町村	全壊	解体	大規模半壊	半壊	合計
長野市	4	4	3	37	長野市	8,750	8,000	3,000	17,375	37,125
大町市		6		2	大町市		11,000		1,000	12,000
白馬村	被災者生活再建 支援法対象			15	白馬村	被災者生活再建 支援法対象			7,250	7,250
小谷村				54	小谷村				25,125	25,125
小川村	2	1	1	9	小川村	2,000	750	375	4,000	9,125
合計	6	11	4	117	合計	11,750	22,500	4,500	55,875	90,625

## 県2/3、市1/3負担

全壊	(4世帯 × 750~3,000千円) =	8,750千円	県(2/3負担) 13,166千円 市(1/3負担) 6,584千円
解体	(4世帯 × 1,000~3,000千円) =	8,000千円	
大規模半壊	(3世帯 × 375~1,500千円) =	3,000千円	
計		19,750千円	

## 県1/2、市1/2負担

半壊	(37世帯 × 375~500千円) =	17,375千円	県(1/2負担) 8,687千円 市(1/2負担) 8,688千円
----	----------------------	----------	--------------------------------------

要綱制定理由 → 信州被災者生活再建支援制度（仮称）による被災者支援を実施するため

要綱の内容 → 申請方法、申請様式、必要書類、支給金額等

※県が市町村へ示す要綱ひな型により作成する。

## 6 今後のスケジュール

### 要綱施行までのスケジュール

月 日	内 容
4月26日	部長会議
5月8日	市議会 政策説明会
6月1日(予定)	要綱施行(県の動向に合わせて施行)

## <参考>全国知事会の動き

平成30年11月9日、被災者生活再建支援法の適用拡大について、全国知事会から国へ提言を行っている。

- ・被災者生活再建支援法による支援制度の支給対象を半壊まで拡大すること
- ・一部地域が支援法の適用となるような災害が発生した場合には、すべての被災区域を支援の対象とすること